

(5) 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の推進

勸 告	説明図表番号
<p>と畜場、化製場（死亡獣畜取扱場を含む。以下同じ。）、家畜市場等の畜産関連施設には、複数の畜産関係車両が出入りするため、施設を介して、家畜伝染病等の感染が拡大する可能性があり、平成 22 年以降に発生した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の疫学調査においても、畜産関連施設を介してウイルスが伝播した可能性が指摘されている。</p>	<p>表 2-(5)-①</p>
<p>家畜伝染病予防法において、畜産関連施設は、家畜防疫員による立入検査の対象とされており、また、前述のとおり、これらの施設を介して家畜伝染病等の感染が拡大する可能性があることを鑑みれば、これらの施設でも家畜伝染病等の感染拡大を防止するための対策を講ずることが重要である。</p>	<p>表 2-(4)-ア-① (再掲)</p>
<p>こうした中、畜産関連施設のうち豚の運搬を行う複数の畜産関係車両が出入りすると畜場、化製場、家畜市場及び共同糞尿処理場（以下「豚関連施設」という。）については、豚流行性下痢（我が国では平成 25 年 10 月以降まん延）に関する米国における疫学調査で、畜産関連施設を介した感染の拡大が指摘されるなどしたため、農林水産省は、「豚流行性下痢の対策の徹底について」（平成 25 年 12 月 11 日付け 25 消安第 4382 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）及び「豚流行性下痢の防疫対策の再徹底について」（平成 26 年 3 月 18 日付け 25 消安第 6091 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、複数の畜産関係車両が出入りする豚関連施設への入退場時の消毒の徹底等を通知している。</p>	<p>表 2-(5)-②</p>
<p>その後、同省は、平成 26 年 10 月に「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」を作成し、豚関連施設においては、①車両、作業者等の施設敷地内での動線を工夫することにより交差汚染を防止すること、②入退場時に車両、靴底、手指、運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施できるようにすることなどが必要であり、都道府県に対し、定期的に施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には改善させるよう適切な対応を講じるよう求めている。</p>	
<p>さらに、同省は、「豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について」（平成 27 年 1 月 14 日付け 26 消安第 5027 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、都道府県に対し、同マニュアルに定められた対策について、実効性のある防疫措置が講じられるよう、豚関連施設に立ち入り、施設における防疫措置の状況を報告するよう通知している。</p>	
<p>一方、豚の運搬を行う車両が出入りせず、豚流行性下痢の発生とは無関係の牛又は鶏の関連施設（以下「牛鶏関連施設」という。）については、豚関連施設とは異なり、都道府県及びこれらの施設が行うべき対策は、同省から何ら示されていない。</p>	
<p>今回、調査対象 17 道府県に所在する 81 畜産関連施設（21 と畜場、13 化製場、14 家畜市場、13 共同糞尿処理場及び 20 食鳥処理場）を抽出し、入退場時の車両の洗</p>	

浄・消毒、作業者の洗浄・消毒、車両間の交差汚染を防止する措置等の家畜伝染病等の感染拡大を防止するための対策（以下「感染拡大防止対策」という。）の実施状況等を調査したところ、以下のとおり、必ずしも感染拡大防止対策が十分に行われていない状況がみられた。

① 39 豚関連施設（21 と畜場、12 化製場、2 家畜市場及び 4 共同糞尿処理場）において、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」が作成される前の平成 26 年 8 月から 11 月末までの感染拡大防止対策の実施状況をみると、次のとおり、手指の消毒等に係る取組や車両間の交差汚染を防止するための措置が十分に行われていない傾向がみられた。

- i) 施設の入退場時における車両の洗浄・消毒に係る取組（表 1 の A）が行われていた施設は約 95%、施設内に家畜等を搬入する際の靴の洗浄・消毒（靴の履き替え又はブーツカバーの着用等を含む。）に係る取組（表 1 の B）が行われていた施設は約 90%
- ii) 施設内に家畜等を搬入する際の手指の洗浄・消毒（使い捨て手袋の着用等を含む。）に係る取組（表 1 の C）が行われていた施設は約 15%、施設敷地内の動線の工夫などによる車両間の交差汚染を防止するための措置（表 1 の D）が行われていた施設は約 49%

表 1 調査した 39 豚関連施設における感染拡大防止対策の状況

区分 \ 施設名	と畜場 (21 施設)	化製場 (12 施設)	家畜市場 (2 施設)	共同糞尿 処理場 (4 施設)	計 (39 施設)
A 車両の消毒等が行われていたもの	20 施設 (95.2%)	12 施設 (100%)	2 施設 (100%)	3 施設 (75.0%)	37 施設 (94.9%)
B 靴の消毒等が行われていたもの	20 施設 (95.2%)	10 施設 (83.3%)	2 施設 (100%)	3 施設 (75.0%)	35 施設 (89.7%)
C 手指の消毒等が行われていたもの	4 施設 (19.0%)	2 施設 (16.7%)	0 施設 (0%)	0 施設 (0%)	6 施設 (15.4%)
D 交差汚染防止措置が行われていたもの	13 施設 (61.9%)	6 施設 (50.0%)	0 施設 (0%)	0 施設 (0%)	19 施設 (48.7%)
A から D の全てを実施していたもの	2 施設 (9.5%)	1 施設 (8.3%)	0 施設 (0%)	0 施設 (0%)	3 施設 (7.7%)
A から D のいずれも未実施のもの	0 施設 (0%)	0 施設 (0%)	0 施設 (0%)	1 施設 (25.0)	1 施設 (2.6%)

(注) 1 当省の調査結果による（平成 26 年 8 月から 11 月末までの状況）。

2 「施設名」欄の（ ）内は、調査対象施設数を示す。

3 各欄の（ ）内は、調査対象施設数に対する該当する施設数の割合を示す。

4 「A から D の全てを実施していたもの」に該当する 1 化製場については、敷地内の農場からのみ搬入を行っているため、「D 交差汚染防止措置が行われていたもの」に該当せず、A から C の取組が全て行われていたものである。

また、調査対象 17 道府県が、当省の調査実施後に、「豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について」に基づき、平成 27 年 1 月 14 日から 2 月 13 日までの間に 135 豚関連施設に対して実施した立入検査の結果をみると、次のとおり、当省の調査実施後においても、手指の消毒等に係る取組や交差汚染防止措置は 50%未満となっており、必ずしも十分に行われていない傾向がみられた。

表 2-(5)-③

表 2-(5)-④

- i) 車両の消毒等に係る取組（表2のA）が行われていた施設は約95%、靴の消毒等に係る取組（表2のB）が行われていた施設は約88%
- ii) 手指の消毒等に係る取組（表2のC）が行われていた施設は約50%、交差汚染防止措置（表2のD）が行われていた施設は約46%

表2 調査対象17道府県が平成27年1月14日から2月13日までの間に実施した135豚関連施設に対する立入検査の結果

区分 \ 施設名	と畜場 (62施設)	化製場 (33施設)	家畜市場 (3施設)	共同糞尿 処理場 (37施設)	計 (135施設)
A 車両の消毒等が行われていたもの	61施設 (98.4%)	31施設 (93.9%)	3施設 (100%)	33施設 (89.2%)	128施設 (94.8%)
B 靴の消毒等が行われていたもの	58施設 (93.5%)	26施設 (78.8%)	3施設 (100%)	32施設 (86.5%)	119施設 (88.1%)
C 手指の消毒等が行われていたもの	42施設 (67.7%)	13施設 (39.4%)	2施設 (66.7%)	10施設 (27.0%)	67施設 (49.6%)
D 交差汚染防止措置が行われていたもの	40施設 (64.5%)	10施設 (30.3%)	0施設 (0%)	12施設 (32.4%)	62施設 (45.9%)
AからDの全てを実施していたもの	30施設 (48.4%)	3施設 (9.1%)	0施設 (0%)	2施設 (5.4%)	35施設 (25.9%)
AからDのいずれも未実施のもの	0施設 (0%)	0施設 (0%)	0施設 (0%)	1施設 (2.7%)	1施設 (0.7%)

(注) 1 当省の調査結果による（平成27年1月14日から2月13日までの状況）。

2 「施設名」欄の（ ）内は、立入検査が実施された施設数を示す。

なお、立入検査結果に具体的な防疫措置の内容の記載がない北海道の1化製場及び秋田県の3化製場は対象から除外している。

3 各欄の（ ）内は、立入検査が実施された施設数に対する該当する施設数の割合を示す。

② 一方、牛鶏関連施設については、豚関連施設とは異なり、都道府県及びこれらの施設が感染拡大防止対策として行うべき取組内容が明確にされていないが、豚関連施設と同様に、感染拡大防止対策の実施状況（平成26年8月から11月末まで）を調査したところ、次のとおり、調査した42牛鶏関連施設（1化製場、12家畜市場、9共同糞尿処理場及び20食鳥処理場）において、豚関連施設と同様に、車両の消毒等に係る取組又は靴の消毒等に係る取組に比べて、手指の消毒等に係る取組や交差汚染防止措置が十分に行われておらず、また、全体として豚関連施設よりも取組が低調な傾向がみられた。

- i) 車両の消毒等に係る取組（表3のA）が行われていた施設は81%、靴の消毒等に係る取組（表3のB）が行われていた施設は約76%
- ii) 手指の消毒等に係る取組（表3のC）が行われていた施設は約24%、交差汚染防止措置（表3のD）が行われていた施設は約36%

表2-(5)-⑤

表3 調査した42牛鶏関連施設における感染拡大防止対策の状況

施設名 区分	化製場 (1施設)	家畜市場 (12施設)	共同糞尿 処理場 (9施設)	食鳥処理 場 (20施設)	計 (42施設)
A 車両の消毒等が行われていたもの	1施設 (100%)	12施設 (100%)	6施設 (66.7%)	15施設 (75.0%)	34施設 (81.0%)
B 靴の消毒等が行われていたもの	1施設 (100%)	11施設 (91.7%)	5施設 (55.6%)	15施設 (75.0%)	32施設 (76.2%)
C 手指の消毒等が行われていたもの	0施設 (0%)	3施設 (25.0%)	1施設 (11.1%)	6施設 (30.0%)	10施設 (23.8%)
D 交差汚染防止措置が行われていたもの	0施設 (0%)	2施設 (16.7%)	2施設 (22.2%)	11施設 (55.0%)	15施設 (35.7%)
AからDの全てを実施していたもの	0施設 (0%)	0施設 (0%)	0施設 (0%)	2施設 (10.0%)	2施設 (4.8%)
AからDのいずれも未実施のもの	0施設 (0%)	0施設 (0%)	1施設 (11.1%)	2施設 (10.0%)	3施設 (7.1%)

(注) 1 当省の調査結果による(平成26年8月から11月末までの状況)。

2 「施設名」欄の()内は、調査対象施設数を示す。

3 各欄の()内は、調査対象施設数に対する該当する施設数の割合を示す。

このように豚関連施設に比べて牛鶏関連施設において取組が低調な要因としては、牛鶏関連施設が行うべき「豚流行性下痢(PED)防疫マニュアル」のような対策が農林水産省から明確に示されていないことが考えられる。

調査した17道府県や牛鶏関連施設の管理者からも、i)施設が所在する地域や農場において、家畜伝染病等がまん延していないため対策は不要、ii)農場で対策を行ってれば畜産関連施設での対策は必要ないという防疫意識の乏しい意見がある一方で、i)畜産関連施設が行うべき取組内容を具体的に示してほしい、ii)各畜産関連施設の規模や立地状況に応じた取組内容としてほしい、iii)車両等の消毒に対する周辺住民からの苦情等を懸念し、どのような対策を講ずればよいか対応に苦慮している、iv)車両や作業者の消毒設備や消毒液の購入など経費面の負担が増えるのではないかという意見などがみられた。

また、当省が意見を聴取した有識者も、牛鶏関連施設でも施設を介した家畜伝染病等の感染が拡大する可能性があるため、感染拡大を防止するための対策を行うことなどの必要性を指摘しており、何らかの牛鶏関連施設への対策が求められる状況にあると考えられる。

表2-(5)-⑥

表2-(5)-⑦

【所見】

したがって、農林水産省は、畜産関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策を一層推進するため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、豚関連施設における手指の消毒等に係る取組及び交差汚染防止措置がより適切に講じられるよう指導すること。
- ② 都道府県に対し、牛鶏関連施設において講ずるべき対策を明確に示した上で、施設管理者に対策の実施を求めるよう指導すること。

表 2-(5)-① 畜産関連施設を介し家畜伝染病等のウイルスが伝播した可能性が指摘された疫学調査の結果

○ 「口蹄疫の疫学調査に係る中間取りまとめ－侵入経路と伝播経路を中心に－」

(平成22年11月24日農林水産省口蹄疫疫学調査チーム)(抜粋)

4 全体のまとめ

(2) ウイルスの伝播

ウイルス侵入後の伝播経路については、疫学的分析によるウイルス侵入推定日を前提として詳細な調査を行った。すべての発生農場に関する伝播経路が明らかになっているわけではないが、多くの事例に共通する主な伝播要因としては以下が考えられる。

① 人及び車両による伝播

4月20日の口蹄疫の発生が確認される以前に10農場以上にウイルスが侵入していたと推定されるが、これらの農場間における農場関係者、獣医師、人工授精師及び削蹄師等の人の移動や家畜、飼料、たい肥、生乳、死亡獣畜又はその他の畜産資材の運搬車両の動きが伝播の大きな要因であったと考えられる。

一方、農場や畜産関連施設への人の出入りに関する正確な記録が取られていなかったことに加え、地域における日常生活に伴う一般的な人の動きを把握することは極めて困難であり、人の移動関係の情報収集には限界が見られた。

また、バイオセキュリティが高いとされていた農場については、消毒に関する装置や施設が整備されていたものの、実際には十分な消毒が行われていなかった事例や作業上の動線に関する衛生上の配慮が十分でなかった事例が確認された。

② 近隣農場への伝播

口蹄疫に感染した牛や豚は呼気中やふん尿中に大量のウイルスを排出するため、周辺環境がウイルスで汚染される。川南町を中心とする多発生地域では、多くの発生農場で感染動物を殺処分するまでに長い時間を要したことや、牛の百倍～2千倍程度のウイルスを排出する豚にまで感染が拡大したことで、発生農場の周辺環境までが大量のウイルスによって汚染されていたと考えられる。

また、一部の発生農場においては、近隣に設けられたたい肥置き場へ別の発生農場からのふん尿が搬入されていたことが確認されており、ウイルスに汚染されたふん尿を介して伝播した可能性がある。

これらのウイルスが飛沫核として飛散し、また、共通の道路の利用、野鳥や昆虫などの小動物などによる機械的伝播など不特定の経路を介して周辺農場に広がった可能性がある。

(以下略)

○ 「平成22年度高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査の中間取りまとめ」

(平成23年8月30日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム)(抜粋)

6 まとめ

(7) この他に考えられる侵入経路としては、農場の管理者、従業員及び畜産関係者の衣服や長靴又は畜産関係車両等を介した経路があった。長靴等の交換や消毒に不備があった農場が確認されているが、これらにウイルスが付着していた場合、ウイルスは容易に農場内に持ち込まれることになる。また、発生農場間を同一の畜産関係車両が巡回していた例(注)もあり、車両によるウイルスの伝播の可能性は否定できない。

(以下略)

(注) 発生した農場間で同一の死鳥回収業者が農場内に立ち入っていた例がみられ、当該業者を介した車両による伝播の可能性が指摘されている。

○ 「豚流行性下痢（PED）の疫学調査に係る中間取りまとめ」（平成26年10月24日農林水産省）（抜粋）

6 全体のまとめ

(2) 我が国におけるPEDウイルスの感染拡大要因

豚の飼養管理の特徴から、豚飼養農場の多くが生体豚や飼料などの流通で深く関連している。このため、発生農場間での生体豚の移動、共通の出荷と畜場、たい肥処理施設、家畜運搬業者及び飼料運搬業者の利用に伴う共通の車両の利用等の事例が多く認められ、これらが、農場間の感染拡大要因となったと考えられる。これらの物や車両が農場に立ち入る際には、病原体の持込みを防止するため、農場に備え付けられている消毒設備を用いて消毒することとなっているが、一部の農場で、農場関係者自らによる消毒や消毒の実施確認などが行われておらず、このことが農場へのウイルスの侵入を許す結果になったと推測され、具体的には、次のような要因が考えられる。また、農場間の感染拡大は、単一の要因によって起こっているのではなく、多様な要因が関連していると考えられる。

① 生体豚、物による伝播

前述の豚飼養農場の特徴を背景に、発生農場間で生体豚、飼料及び精液の流通が多く確認された。

その中で、

ア 肥育豚や成豚は感染しても多くの場合、症状を示さないため、気付かずに感染源となった可能性があること

イ 発生農場における各種の拭き取り材料を用いたPCR検査で陽性となった例が確認されていること

ウ 飼料や精液そのものが汚染されていなくても、容器・包装が汚染していた可能性があること

等を考慮すると、これらの生体豚や物の移動が農場へのウイルス侵入を許す結果となったと考えられる。

② 人又は車両による伝播

発生農場間で、共通の家畜運搬車両や飼料運搬車両が利用されている事例が確認され、これらの車両を介して感染が拡大したと考えられる。また、共同のと畜場や糞尿処理施設等の畜産関連施設にウイルスが持ち込まれ、さらに、当該畜産関連施設から他の農場へ人や車両を介してウイルスが伝播したと考えられる事例や共通の道路の利用によりウイルスが近隣の農場へ伝播したと考えられる事例も確認された。

(以下略)

(注) 下線及び表中の(注)は当省が付した。

表 2-(5)-② 家畜防疫員による畜産関連施設に対する立入検査及び畜産関連施設における豚流行性下痢の感染拡大防止対策の実施に関する規定等の内容（抜粋）

- 「豚流行性下痢の対策の徹底について」（平成25年12月11日付け25消安第4382号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）
- 2 農場間伝播防止対策について
- 本病は感染家畜及び糞便に汚染された人や物によって伝播する。また、本年4月以降米国において本病が発生し、12月4日の時点で、19州、1,373件となっており、現在も発生が継続している。米国においてこれまで実施された疫学調査の結果、農場間伝播の主な要因の一つとして、家畜集合施設や出荷場所に立ち入った豚の運搬車両を介した汚染が指摘されている。
- これに留意し、家畜飼養者等は以下の対策を実施すること。
- (1) 感染豚の出荷による感染拡大防止対策
(中略)
- 複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の消毒を徹底すること。特に、と畜場出荷後の家畜運搬車両は、車両全体、特に荷台は出荷豚を下ろす際に他農場由来の豚糞便に汚染される可能性があることから、関係者の協力も得ながら、確実に洗浄及び消毒を実施した上で退場するよう努めること。
- なお、家畜防疫員はこれら畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な指導を行うこと。
- 「豚流行性下痢の防疫対策の再徹底について」（平成26年3月18日付け25消安第6091号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）
- 2 発生予防及び感染拡大防止対策について
- (1) 畜産関係施設への措置
- 12月通知において、複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の消毒の徹底について示しているところであるが、米国の研究者による疫学調査の結果のみならず、今回の国内での流行の事例からも、と畜場等を介した感染拡大が依然として農場間伝播の要因の一つとして懸念されている。このため、都道府県は以下の対策を実施すること。
- ① 畜産関係施設に家畜防疫員による立入確認を実施していない都道府県においては、早急に立ち入り、洗浄及び消毒の実施状況、荷下ろし作業等で他農場の作業者との交差がないか等を確認するとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な指導を行うこと。
- ② 特に、他の発生県からの豚や車両等の出入りがあるなど、他県との広域的な取引のある畜産関連施設があれば、優先的に立入確認を実施すること。
- ③ 発生農場からの出荷を受け入れると畜場に対しては、洗浄及び消毒の徹底、非発生農場と搬入経路や搬入時間を区分するなど、交差汚染リスクを最小化する措置を講じるよう指導すること。
- ④ これまでの発生県における調査から、畜産関連施設に消毒設備は設置されていても実際に適切に消毒が行われていたか確認できない事例が判明しており、ウイルスの拡散を許してしまいかねない状況が確認されている。実効性のある感染拡大防止対策が講じられるよう、施設関係者と協力し、具体的な消毒の手順や消毒薬の選択、使用方法等を示し、繰り返しフォローアップを行うなど、きめ細やかな対応を講じること。

○ 「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日農林水産省）

1. 基本方針

豚流行性下痢（PED、以下「本病」という。）は、平成25年10月、我が国で7年ぶりに発生が確認された後、全国的に発生が拡大し、平成26年7月までに、38 道県で発生が確認された。本病ウイルスに感染した場合、成長した豚であれば症状がはっきりと見られない、又は回復するが、体力のない哺乳豚では高率な死亡が見られる場合がある。

本病の対策としては、日頃からの飼養衛生管理の徹底による侵入防止が重要であり、仮に侵入した場合は、飼養衛生管理の更なる徹底による農場内及び農場間の本病ウイルスの伝播を防止するとともに、哺乳豚の損耗を低減させるワクチンの適切な使用等が基本となる。単独の対策で完全な防疫効果を得ることは容易ではないため、各地域、各農場、関係施設のそれぞれの段階で複層的な対策を実施する必要がある。

一方、本病は感染しても無症状であるなど感染豚の日齢や環境により様々な症状を呈し、また、少量のウイルスでも感染が成立するなどの病原体の特徴により、本病の対策を困難にしている。

そこで、本マニュアルでは、本病の農場への侵入防止、農場内でのまん延防止及び農場間の伝播防止のために有効と考えられる防疫対策等を具体的に示し、家畜の所有者、家畜防疫員、民間獣医師、家畜商（家畜運送集荷業者）、飼料運送業者、死亡獣畜収集運送業者、畜産関係施設の職員等、養豚に関わる全ての者が連携して本病の対策に取り組むことにより、それぞれの段階で本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、本病による被害を最小化することを目的とする。

このため、国、都道府県及び市町村並びに関係機関は、以下の役割分担の下、養豚に関わる全ての者が本病の対策の重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防及び発生時の感染拡大防止に万全を期す。

- ① 国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導・助言を行うほか、ワクチンの安定供給が図られるよう努める。
- ② 都道府県は、家畜の所有者に対し、具体的な作業手順や消毒薬の使用方法を分かりやすく示し、繰り返し指導するなどきめ細かい対応により実効性のある対策を講じるとともに、発生時に備えた準備を行う。また、後述の6に示す特別防疫対策地域の指定を行い、防疫措置の強化を図る。
- ③ 市町村・関係機関は、都道府県が行う家畜の所有者への指導や発生時に備えた準備及び防疫措置に協力する。

また、本マニュアルは、本病の発生状況や科学的知見・技術の進展等があった場合には、適宜見直す。

2. 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

(3) 家畜の所有者・関係者の取組

(中略)

畜産関係施設（と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場）の関係者は、その施設を介して本病の感染が拡大する可能性を踏まえ、家畜の所有者が行う飼養衛生管理基準に準じた取組を行う。

(以下略)

3. 本病を疑う家畜（所見）発見時の対応（略）

4. 防疫措置

(3) 農場間の伝播防止対策

① 農場における対策（略）

② 畜産関係施設における対策（と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場での対応）

本病が流行している米国において、これまで実施された疫学調査の結果、農場間伝播の主な要因の一つとして、家畜集合施設や出荷場所に立ち入った豚の運送車両

を介した汚染が指摘されている。また、我が国においても、家畜運送車両や畜産関係施設の出入口で採取した材料から本病ウイルスの遺伝子が検出されている。このことに留意し、畜産関係施設は、本病の拡散原因とならないよう、施設敷地内の洗浄・消毒をこまめに実施するとともに、車両、作業者等の施設敷地内での動線の工夫により交差汚染を防止し、入退場時に車両、靴底、手指、運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施できるようにする。また、受入時に死亡した豚は速やかに適正処理を行う。

農場及び畜産関係施設に出入りする関係者は、複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の洗浄及び消毒を徹底する。特に、と畜場出荷後の家畜運送車両は、車両全体を洗浄及び消毒し、中でも荷台については出荷豚を下ろす際に他農場由来の豚糞便に汚染される可能性があることから、確実に洗浄及び消毒を実施した上で退場する。家畜防疫員は、実効性のある防疫措置を講じられるよう衛生部局等の関係者と協力し、定期的に畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な対応を講じる。

また、都道府県は、発生農場からの出荷を受け入れると畜場に対して、洗浄及び消毒の徹底、敷料の区分管理、非発生農場との搬入方法の調整等、交差汚染リスクを最小化する措置について指導し、実効性のある感染拡大防止対策が講じられるよう、施設関係者と協力し、具体的な消毒の手順、消毒薬の選択、使用方法等を示し、説明や指導を繰り返し行うなど、きめ細かい対応を行う。

(以下略)

○ 「豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について」（平成27年1月14日付け26消安第5027号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）

3. 畜産関連施設での防疫措置の徹底について

マニュアル4(3)②に記載された畜産関係施設における対策について、実効性のある防疫措置を講じられるよう、衛生部局等の関係者と協力し、改めて畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を改めて行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な対応を講じること。特に、冬季は消毒液の凍結や寒冷による消毒効果の低下等により消毒薬の有効性が低下する事例があることから、適切に消毒できているかどうか慎重に確認するとともに、不備があった場合には必要な指導を行うこと。

また、立入検査で確認された畜産関係施設における防疫措置の状況を、2月13日（金）までに別添様式（略）により消費・安全局動物衛生課に報告すること。

なお、マニュアル発出以降に畜産関連施設に対する立入検査等を実施し、消毒が適切に実施されていることを確認しており、現在も適切な消毒が継続されていることが確認されている場合には、その立入検査等の際に確認された防疫措置の内容を記載して差し支えない。

○ 「豚流行性下痢の防疫体制の再確認について」（平成27年3月20日付け26消安第6535号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）

1. 各畜産関連施設での対策の徹底

肥育豚を用いた感染実験では、症状が消失した後も少なくとも1か月間大量のウイルスを排出し続ける個体が確認されていること、排せつ物等有機物の存在下や低温下では消毒効果が低下すること及び特に哺乳豚については少量のウイルスでも感染が成立しやすい傾向があることに留意し、別紙の各都道府県の取り組み事例も参考にしつつ、と畜場等での交差汚染防止対策の実効性を再度点検、検証するとともに、今後も定期的な指導を継続することにより、衛生管理水準の維持や改善を図ること。また、特に、簡易な消毒のみが行われており、動力噴霧器等の消毒機器が設置されていない施設も散見されることから、消費・安全対策交付金（ソフト）を活用するなど、地域全体の消毒体制の強

化に努めること。

さらに、本病の全国サーベイランスにおいて、非発生農場の肥育豚であっても抗体陽性となる事例が確認されていること等も踏まえ、発生農場由来豚の受け入れがないと畜場等においても、農場間の交差汚染を防止するための対策を積極的に実施するよう指導すること。

(別紙)

畜産関連施設への立入検査結果について

平成27年3月
動物衛生課

1. 「豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について」（平成27年1月14日付け26消安第5027号消費・安全局動物衛生課長通知）により、畜産関連施設への立入検査及び防疫措置実施状況の報告を依頼。
 - (1) 検査実施期間
平成27年1月14日～平成27年2月13日
(昨年10月のPEDマニュアル発出以降に立入検査を行い、適切な消毒等の継続的な実施が確認されている施設については再度の立入は不要)
 - (2) 立入施設数
全国で、と畜場134か所、化製場35か所、死亡獣畜取扱場18か所、共同糞尿処理場40か所、家畜市場9か所
2. 各畜産関連施設において、農場間の交差汚染を防止するための工夫として、以下のような取り組み事例が見られた。
 - (1) と畜場
 - ・ 荷下ろし後、運転席マット、出荷時に使用した長靴・前掛け等の水洗を実施。その後、運転手（出荷者）が持参した消毒薬により、運転席内（マット、ハンドル、ペダル）、手指、長靴、前掛け等の消毒を実施
 - ・ 運転手は場内で下車せず、豚追い込み専属の職員を配置
 - ・ 凍結防止のため溶媒にウインドウウォッシャー液を添加すること等について指導
 - ・ PED発生農場からの肉豚等とは畜当日に受け入れ
 - ・ 週のと畜場開場の最終日の午後のみ発生農場からの肉豚等を受け入れ（前日搬入車等との交差汚染を防止）
 - (2) 化製場・死亡獣畜取扱場
 - ・ 発生農場が利用する際は日時を指定（市役所が管理）
 - ・ 発生農場由来の死亡豚は直接搬入させず中継地点で運搬車両に引き渡し
 - (3) 家畜市場
 - ・ 市場開催時に家畜防疫員が定期的に巡回
 - ・ PED発生以降、相対取引を行っているため、購入者ごとに搬入時間を区分（購入者が搬出後、次の購入者用の子豚を搬入）
 - (4) 共同糞尿処理場
 - ・ 発生農場搬入後はダウンタイムを設定
 - ・ 発生農場と非発生農場で使用設備を分離

(注) 下線は当省が付した。

表2-5(5)-③ 調査した39豚関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の実施状況

区分	畜産関連施設の取組内容	と畜場 と畜場 (21施設)	化製場 (12施設)	家畜市場 (2施設)	共同糞尿処 理場(4施設)	計 (39施設)
A 施設の入退場時における車両の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	車両用消毒槽、消毒マット、消毒ゲート、消毒噴霧器等の車両消毒設備の設置 車両通行路の消石灰帯の設置 (実施設数)	19 6 20	11 4 12	2 1 2	2 1 3	34 12 37
B 施設内に家畜等を搬入する際の靴の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	踏込消毒槽、消毒マット等の靴用消毒設備の設置 消石灰帯の設置 施設専用の靴の履き替え、ブーツカバーの着用 (実施設数)	18 2 6 20	10 0 0 10	2 0 0 2	2 1 0 3	32 3 6 35
C 施設内に家畜等を搬入する際の手指の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	手指の洗浄・消毒の励行 施設専用の手袋、使い捨て手袋の着用 シャワー、消毒ボツクス等による作業者の全身洗浄・消毒 (実施設数)	3 1 0 4	1 0 1 2	0 0 0 0	0 0 0 0	4 1 1 6
D 車両間の交差汚染を防止するための措置が行われていたもの	搬入日又は搬入時間の指定 搬入場所の指定 施設内での複数動線の確保、搬入経路の指定 施設内での一方通行化 入場口と退場口の指定 施設の管理主体が集荷又は搬入を行っている場合、集荷等を行う農場を1日1農場に限定 (実施設数) (対象外の施設数) (注3)	12 1 2 4 2 0 13 0 2 0	3 0 1 2 2 0 6 1	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0	15 1 3 6 4 0 19 1 3 1
AからDの全てを実施していたもの(実施設数) AからDのいずれも未実施のもの(実施設数)		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
その他	搬入後における車両(荷台、タイヤ回り、車両全体)の洗浄・消毒 搬入後における搬入場所の洗浄・消毒 消毒薬による運転席内の消毒 運転席の足下に簡易防疫用紙シートを敷設し、入場	16 4 4 0	7 1 2 1	1 0 0 0	1 0 0 0	25 5 6 1

(注)1 当省の調査結果(平成26年8月から11月末までの状況)による。

2 「化製場」欄、「家畜市場」欄、「共同糞尿処理場」欄及び「計」欄の()内は、当省の調査対象畜産関連施設数を示す。

3 「D 車両間の交差汚染を防止するための措置が行われていたもの」欄において、1化製場については、敷地内にある農場からのみ搬入を行っているため、「対象外の施設」として整理している。

4 「AからDの全てを実施していたもの」欄に該当する1化製場については、敷地内の農場からのみ搬入を行っているため、「D 車両間の交差汚染を防止するための措置が行われていたもの」には該当せず、AからCの取組が全て行われていたものである。

表2-(5)-④ 調査対象17道府県が平成27年1月14日から2月13日までの間に実施した135豚関連施設に対する立入検査の結果

(単位:施設数、%)

区分	畜産関連施設の取組内容	と畜場 (62施設)	化製場 (33施設)	家畜市場 (3施設)	共同糞尿処理 場(37施設)	計 (135施設)
A 施設の入退場時における 車両の洗浄・消毒に係る取 組が行われていたもの	車両用消毒槽、消毒マット、消毒ゲート、消毒噴霧器等の車両消毒設備の設置	55	22	3	24	104
	車両通行路の消石灰帯の設置	22	13	1	23	59
B 施設内に家畜等を搬入 する際の靴の洗浄・消毒に 係る取組が行われていたもの	(実施施設数)	61	31	3	33	128
	踏込消毒槽、消毒マット等の靴用消毒設備の設置	54	26	3	22	105
	消石灰帯の設置	1	0	0	1	2
C 施設内に家畜等を搬入 する際の手指の洗浄・消毒 に係る取組が行われていた もの	施設専用の靴の履き替え、ブーツカバーの着用	14	1	0	11	26
	(実施施設数)	58	26	3	32	119
	手指の洗浄・消毒の励行	36	13	0	10	59
D 車両間の交差汚染を防 止するための措置が行われ ていたもの	施設専用の手袋、使い捨て手袋の着用	8	0	0	0	8
	シャワー、消毒ボックス等による作業者の全身洗浄・消毒	1	0	2	0	3
	(実施施設数)	42	13	2	10	67
AからDの全てを実施していたもの(実施施設数)	搬入日又は搬入時間の指定	37	6	0	8	51
	搬入場所の指定	0	0	0	1	1
	施設内での複数動線の確保、搬入経路の指定	2	1	0	1	4
AからDのいずれも未実施のもの(実施施設数)	施設内の一方通行化	2	1	0	3	6
	入場口と退場口の指定	1	1	0	0	2
	施設の管理主体が集荷又は搬入を行っている場合、集荷等を行う農場を1日1 農場に限定	0	2	0	1	3
その他	(実施施設数)	40	10	0	12	62
	搬入後における車両(荷台、タイヤ回り、車両全体)の洗浄・消毒	30	3	0	2	35
	搬入後における搬入場所の洗浄・消毒	0	0	0	1	1
調査対象17道府県が農林水産省に対して報告した畜産関連施設への立入検査の結果(平成27年1月14日から2月13日までの間に実施)を基に当省が作成した。	消毒薬による運転席内の消毒	56	19	0	7	82
	運転席の足下に簡易防疫用紙シートを敷設し、入場	11	0	0	0	11
	消毒薬による運転席内の消毒	36	11	0	2	49
2 「と畜場」欄、「化製場」欄、「家畜市場」欄、「共同糞尿処理場」欄及び「計」欄の()内は、調査対象17道府県が立入検査を実施した畜産関連施設数を示す。 なお、立入検査結果に具体的な防疫措置の内容の記載がない北海道の1化製場及び秋田県の3化製場は対象から除外している。	運転席の足下に簡易防疫用紙シートを敷設し、入場	0	0	0	0	0

表2-(5)-⑤ 調査した42牛鶏関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の実施状況

区分	畜産関連施設の取組内容	(単位:施設数、%)							
		化製場 (1施設)	家畜市場 (12施設)	共同糞尿処 理場(9施設)	食鳥処理場 (20施設)	計 (42施設)			
A 施設の入退場時における車面の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	車両用消毒槽、消毒マット、消毒ゲート、消毒噴霧器等の車両消毒設備の設置	1	100.0%	2	22.2%	15	75.0%	30	71.4%
	車両通行路の消石灰帯の設置	0	0.0%	4	44.4%	2	10.0%	10	23.8%
	(実施施設数)	1	100.0%	6	66.7%	15	75.0%	34	81.0%
B 施設内に家畜を搬入する際の靴の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	踏込消毒槽、消毒マット等の靴用消毒設備の設置	1	100.0%	4	44.4%	13	65.0%	28	66.7%
	消石灰帯の設置	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.1%
	施設専用の靴の履き替え、ブーツカバーの着用	0	0.0%	1	11.1%	3	15.0%	4	9.5%
C 施設内に家畜を搬入する際の手指の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	手指の洗浄・消毒の励行	1	100.0%	5	55.6%	15	75.0%	32	76.2%
	施設専用の手袋、使い捨て手袋の着用	0	0.0%	1	11.1%	6	30.0%	10	23.8%
	シャワー、消毒ボックス等による作業者の全身洗浄・消毒	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	1	2.4%
D 車両間の交差汚染を防止するための措置が行われていたもの	シャワー、消毒ボックス等による作業者の全身洗浄・消毒	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	(実施施設数)	0	0.0%	3	25.0%	1	11.1%	10	23.8%
	搬入日又は搬入時間の指定	0	0.0%	0	0.0%	4	20.0%	4	9.5%
AからDの全てを実施していたもの(実施施設数)	搬入場所の指定	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	施設内での複数動線の確保、搬入経路の指定	0	0.0%	1	11.1%	2	10.0%	3	7.1%
	施設内の一方通行化	0	0.0%	2	16.7%	1	5.0%	4	9.5%
AからDのいずれも未実施のもの(実施施設数)	入場口と退場口の指定	0	0.0%	1	8.3%	1	5.0%	2	4.8%
	施設の管理主体が集荷又は搬入を行っている場合、集荷等を行う農場を1日1農場に限定	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.1%
	(対象外の施設数) (注3)	0	0.0%	2	22.2%	11	55.0%	15	35.7%
その他	搬入後における車両(荷台、タイヤ回り、車両全体)の洗浄・消毒	1	100.0%	2	22.2%	11	55.0%	15	35.7%
	搬入後における搬入場所の洗浄・消毒	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	消毒薬による運転席内の消毒	0	0.0%	0	0.0%	3	15.0%	3	7.1%
	運転席の足下に簡易防疫用紙シートを敷設し、入場	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注)1 当省の調査結果(平成26年8月から11月末までの状況)による。

2 「と畜場」欄、「家畜市場」欄、「共同糞尿処理場」欄、「食鳥処理場」欄及び「計」欄の()内は、当省の調査対象畜産関連施設数を示す。

3 「D 車両間の交差汚染を防止するための措置が行われていたもの」欄において、1食鳥処理場については、敷地内にある農場からのみ搬入を行っているため、「対象外の施設」として整理している。

表 2-5-⑥ 畜産関連施設において家畜伝染病等の感染拡大防止対策を実施することに関する調査対象道府県及び牛鶏関連施設の管理者の主な意見の概要

- 施設が所在する地域や施設に出入りする農場において、家畜伝染病等がまん延していないため、畜産関連施設での対策は必要ないとするもの
- 農場で対策を行ってれば畜産関連施設での対策は必要ないとするもの
- 施設によって取組の水準が異なることがないように、畜産関連施設が行うべき取組内容を具体的に示してほしいとするもの
- 施設敷地内に複数の動線を確保できない場合や出入口を分けることができない場合があるなど、畜産関連施設の規模や立地状況に応じた取組内容とすることを求めるもの
- 車両等の消毒を実施することで、周辺住民からの苦情が寄せられること、また、消毒を行った際に消毒液が家畜に付着してしまうと食品衛生上問題となることが懸念されるため、どのような対策を講ずればよいか対応に苦慮しているとするもの
- 車両や作業者の消毒設備や消毒液の購入など経費面の負担が増えることが懸念されるとするもの

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(5)-⑦ 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染リスク及び感染拡大防止対策に関する有識者の意見

有識者	意見の概要
<p>北海道大学大学院 獣医学研究科教授 (迫田義博氏)</p>	<p>と畜場等の畜産関連施設においては、病原体の共有リスクが高く、家畜伝染病等の予防を目的とした対策を行うための基準を整備する必要があるとともに、畜産関連施設の管理者等に対し、洗浄及び消毒を適切に実施するための周知、啓発を行うことが重要である。</p>
<p>大阪府立大学大学 院生命環境科学研究 科教授 (向本雅郁氏)</p>	<p>我が国でも、食鳥処理場で鳥インフルエンザが発生した例もあるため、と畜場や食鳥処理場においては、施設を入退場する際に、消毒（特に車両消毒）を行うことが必要である。</p>
<p>京都産業大学鳥イ ンフルエンザ研究セ ンター長 (大槻公一氏)</p>	<p>家きんに高病原性鳥インフルエンザ等の感染が確認された場合には、家畜伝染病予防法に基づき、農場において病原体の感染拡大を防止するための措置を直ちに講じることになるため、食鳥処理場等の畜産関連施設を介した感染の拡大は想定されていない。</p> <p>しかしながら、過去に高病原性鳥インフルエンザに感染した家きんが食鳥処理場に持ち込まれた場合もあり、畜産関連施設を介した家畜伝染病の感染拡大のリスクは否定できない。</p> <p>特に、鶏の場合は、規模が大きい農場には食鳥処理場等が併設されているため、農場と一体化した対策が求められる一方、規模の小さい農場にはこれらの施設が併設されておらず、外部の施設に搬入が行われるため、農場間の交差感染のリスクが高まる。</p> <p>このため、各施設の状況に応じた対策を講じることが望ましく、農林水産省は、食鳥処理場等の施設の設置根拠法を所管する厚生労働省とともに対策を協議し、畜産関連施設に対する指導を行うべきである。</p>
<p>宮崎大学産業動物 防疫リサーチセンタ ー防疫戦略部門長 (末吉益雄氏)</p>	<p>と畜場、家畜市場等の畜産関連施設は、家畜、人、車両等が集散するため、口蹄疫等の家畜伝染病に不顕性感染した一見健康な家畜がこれらの施設に搬入されると、他の健康な家畜への感染伝播やその感染動物の移動先に当該家畜伝染病を広げるリスクがある。</p> <p>このため、畜産関連施設への来場者、搬入車両等の管理や消毒等の実施、搬入された家畜の健康観察、施設の衛生管理区域への立入りの制限、車両や搬入した家畜の動線等について、施設の規模、管理体制、立地環境や、家畜伝染病の発生状況（海外、隣国、国内、地域、隣県での発生時）に応じた警戒レベル別衛生管理マニュアルを策定するなどにより、平常時と緊急時に対応を分けて、対策を講じる必要がある。</p> <p>また、畜産関連施設においては、出入口が1か所で、消毒済みの車両と未消毒の車両が同じ動線を交差通行するケースが多いという印象があるため、施設の改修が困難な場合は、動線を工夫するなどにより対策を行う必要がある。</p>

(注) 当省の聴取結果による。